衆議院東日本大震災復興特別委員会ニュース

【第211回国会】令和5年5月9日(火)、第5回の委員会が開かれました。

- 1 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第7号)
 - ・渡辺復興大臣、小島復興副大臣、小林環境副大臣、中野内閣府大臣政務官、中川総務大臣政務官及び 政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
 - ・ 高橋千鶴子君 (共産) が討論を行いました。
 - ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
 - (賛成一自民、立憲、維新、公明、国民、有志 反対一共産)
 - ・坂井学君外5名(自民、立憲、維新、公明、国民、有志)から提出された附帯決議案について、鎌田 さゆり君(立憲)から趣旨説明を聴取しました。
 - ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。
 - (賛成一自民、立憲、維新、公明、国民、有志 反対一共産)

(質疑者)藤原崇君(自民)、上杉謙太郎君(自民)、庄子賢一君(公明)、近藤和也君(立憲)、岡本あき子君(立憲)、金子恵美君(立憲)、玄葉光一郎君(立憲)、漆間譲司君(維新)、掘井健智君(維新)、鈴木敦君(国民)、高橋千鶴子君(共産)、福島伸享君(有志)

(質疑者及び主な質疑事項)

藤原崇君(自民)

- (1) 福島復興再生特別措置法改正案
 - ア 基本方針で定めた 2020 年代の後における特定帰還居住区域の設定の可否
 - イ 一世帯のみでも特定帰還居住区域の要件に該当することの確認
 - ウ 一区域の認定に要する時間
 - エ 本法案に係る事業経費と現行の復興予算フレームの関係
- (2) 東日本大震災に係る災害援護資金について、財政面を含め国が自治体に対し支援する必要性
- (3) 本法案施行による住民の帰還促進に向けた復興大臣の決意

上杉謙太郎君(自民)

- (1) ALPS処理水の海洋放出
 - ア 放出時期の見通し
 - イ 海水浴及びマリンスポーツ関連事業に対する風評払拭の取組
 - ウ 太平洋島嶼国に対する外務省の風評払拭の取組
 - エ 中国・韓国等近隣諸国に対する外務省の風評払拭の取組
 - オ G7の議長国である我が国の主要国に対する風評払拭及び東北の復興PRのための取組
- (2) 諸外国の輸入規制措置の完全撤廃に向けた外務省の取組
- (3) 福島国際研究教育機構 (F-REI) が浜通り地域のみならず、福島県全域の教育機関と連携して いく必要性に対する復興大臣の見解

庄子賢一君 (公明)

- (1) 本法案成立後の住民の帰還開始の目標時期
- (2) 相双地域が広域連携し、復興まちづくりを推進していくための政府の取組
- (3) 被災地域の農地の大区画化や利用集積等の現状
- (4) 会計検査院報告書(令和5年2月)において、特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された事

- 業の進捗率が低いことを受け、政府が自治体に支援・助言をすべきとの指摘に対する政府の対応方針
- (5) 「世界に冠たる」組織と位置付けられたF-REIの世界レベルの研究者の確保の現状及び今後の見通し
- (6) ALPS処理水の海洋放出
 - ア 最初の海洋放出から海域モニタリング結果の公表に要する時間
 - イ 政府がモニタリング結果の速報値を東京電力と時期を揃えて公表する必要性

近藤和也君(立憲)

- (1) 令和5年石川県能登地方を震源とする地震
 - ア 東日本大震災等の大災害からの教訓を全国の自治体、事業者及び国民に対し横展開していく必要 性
 - イ 財政力の弱い被災自治体に対し、特別な支援を行う必要性
- (2) 昨年避難指示が解除された葛尾村、大熊町及び双葉町の特定復興再生拠点区域
 - ア 各区域の帰還者数
 - イ アに対する政府の評価

岡本あき子君(立憲)

- (1) 防衛財源確保のため、復興特別所得税の税率を引き下げ、課税期間を延長することについての復興 大臣の認識
- (2) 福島復興再生特別措置法改正案
 - ア 避難先と特定帰還居住区域の二地域での居住を認める必要性
 - イ 生活圏だけでなく、放射能の高い全ての地域を除染する必要性
- (3) 事故を起こした東京電力福島第一原発及び事故を防いだ東北電力女川原発からの教訓を活かした原 子力規制委員会の取組
- (4) ALPS処理水の海洋放出
 - ア 海洋放出に伴い生じ得る風評被害への対応についての復興大臣の認識
 - イ 被災地の漁業者の漁業継続及び理解醸成に向けた復興大臣の決意
- (5) 福島県以外の被災地における移住促進、企業誘致への取組及び心のケア等の被災者支援継続の必要 性

金子恵美君(立憲)

福島復興再生特別措置法改正案

- ア 特定復興再生拠点区域復興再生計画の帰還目標数と現在の居住者数の乖離に対する復興大臣の認 識
- イ 特定復興再生拠点区域外全域を除染せず、帰還意向を示した住民の宅地等のみを除染することと した理由
- ウ 国費負担を抑えるために小規模な除染で済む特定帰還居住区域を新設することとしたのではない かとの声を受けての事実確認
- エ 特定帰還居住区域の設定により、虫食い状態で避難指示が解除される可能性
- オ 復興大臣が会見で特定帰還居住区域が「最後の帰還のスキーム」となると発言したことの真意
- カ 今後、帰還困難区域に新たな区域を設定する可能性
- キ 特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域に含まれない土地・家屋等の扱いについての今後の 政府方針の見通し

- ク 特定帰還居住区域の設定要件である日常生活圏を柔軟に捉える必要性及び農地を日常生活圏に含める必要性
- ケ 多様な帰還の在り方を認める等、住民の意思を尊重し、帰還政策を進めていくことに対する復興 大臣の決意

玄葉光一郎君 (立憲)

- (1) 福島復興再生特別措置法改正案
 - ア 特定復興再生拠点区域復興再生計画の帰還目標の達成状況についての政府の評価
 - イ 住民の帰還促進に向けて特定復興再生拠点区域外の今後の全体像を示す必要性
 - ウ 特定復興再生拠点区域外への帰還意向確認調査において帰還意向を示した割合に対する政府の評 価
 - エ 特定復興再生拠点区域外の帰還意向の無い土地の除染経費及び家屋の解体経費の試算
 - オ 特定復興再生拠点区域外の家屋数
 - カ 経費の観点を踏まえて特定復興再生拠点区域外の帰還意向の無い全ての家屋解体を前向きに検討 する必要性
- (2) ALPS処理水の海洋放出
 - ア 日韓首脳会談において合意された東京電力福島第一原発への韓国専門家現地視察団の受入れに向けての政府の対処方針
 - イ アの取組を各国に広げていく必要性

漆間譲司君 (維新)

- (1) GX脱炭素電源法の衆議院修正による原子力発電に対する都市住民の理解醸成の促進
 - ア 衆議院修正を受けてのALPS処理水の海洋放出に向けての経済産業省の取組
 - イ 衆議院修正を受けての除去土壌等の処分に向けての環境省の取組
 - ウ 衆議院修正を受けてのア、イ以外の復興庁の取組
- (2) F-REI
 - ア 国内外からの優秀な人材及び令和11年度までに約1,000億円と見込まれる財源の確保策
 - イ 柔軟な人材確保や研究投資を可能とするため、詳細なコンプライアンス事項を定める必要性
 - ウ 研究者等の生活環境整備に向けた取組の現状及び今後の見通し
 - エ 福島浜通り地域の新産業及び地元雇用の創出に向けた今後の取組
- (3) 福島復興再生特別措置法改正案
 - ア 特定復興再生拠点区域復興再生計画の教訓を踏まえ、特定帰還居住区域復興再生計画を実効性あるものにするための具体的方策
 - イ 特定復興再生拠点区域外の全域を除染した上で、住民の帰還意向を確認する方法をとらなかった 理由
 - ウ 除染費用等についての具体的な財源及び防衛力強化に関わる増税の影響

掘井健智君 (維新)

福島復興再生特別措置法改正案

- ア 森林除染の範囲が帰還を見送る要因になっているとの見解についての政府の認識
- イ 国費による帰還困難区域全域の除染を実現できない理由
- ウ 本法案の成立により令和3年8月の政府の基本方針の実効性が確保されることの確認
- エ 特定帰還居住区域の設定に当たり、自治体と住民が話し合う場を制度として担保していく必要性

- オ 安心して帰還できるよう廃炉を担う東京電力と国、住民が対話する場を設けていく必要性
- カ 避難先と特定帰還居住区域での二地域居住等、多様な帰還のアプローチを認める必要性
- キ 帰還を希望しない住民の土地・家屋について、特定帰還居住区域の設定により避難指示が解除された場合の固定資産税の取扱い
- ク 特定帰還居住区域の設定要件である本法案第 17 条の 9 第 1 項第 3 号及び第 4 号が帰還意向のある住民にとって帰還の妨げとなる可能性
- ケ 帰還困難区域の住民が東京電力から損害賠償を受けつつ、同区域における除染費用を国が負担することが、給付の二重取りとならないことの確認
- コ 帰還促進策として国が帰還住民の建物の建設費用を負担することの是非

鈴木敦君 (国民)

- (1) 福島復興再生特別措置法改正案
 - ア 特定復興再生拠点区域復興再生計画における居住人口目標の中の移住者数
 - イ アの居住人口目標を達成するための具体的方策に対する復興大臣の見解
- (2) 中間貯蔵施設の整備状況及び残余容量
- (3) 双葉郡内の一般廃棄物、特定復興再生拠点区域の特定廃棄物等を埋立処分する「クリーンセンター ふたば」
 - ア 特定帰還居住区域から発生する特定廃棄物がクリーンセンターふたばの容量を圧迫し、居住者が 出す一般廃棄物のための容量が不足する可能性
 - イ 居住者が出す一般廃棄物についてクリーンセンターふたばの容量が不足した場合の処分先
 - ウ 新たな処分場確保に向けた議論を早期に開始する必要性
 - エ クリーンセンターふたばの容量の試算の有無
 - オ クリーンセンターふたばの埋立計画を第一期・第二期に分けた理由
 - カ 帰還・移住政策を進めるためにも、当該居住者が出す一般ごみの処分場を確保するための議論を 早期に開始することに対する復興大臣の決意
- (4) 復興関連基金事業において余剰金が発生している現状に対する復興大臣の見解
- (5) 災害公営住宅の空室解消のため、若者等が入居できるよう入居要件の緩和を検討する必要性

高橋千鶴子君(共産)

- (1) 福島復興再生特別措置法改正案
 - ア 特定復興再生拠点区域復興再生計画の帰還目標の達成状況についての政府の評価
 - イ 特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された事業の整備状況を国が把握する必要性
 - ウ 特定復興再生拠点区域と特定帰還居住区域の違い
 - エ 特定帰還居住区域に最も早く帰還が可能となる時期
 - オ 特定復興再生拠点区域外への帰還を迷っている住民の状況に対する政府の認識
 - カ 特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域における被災者生活再建支援金の申請期限を延長し、 全家屋について全壊と同様の支援金を支給する必要性
 - キ 帰還意向の無い住民の土地・家屋についても、国費で除染、解体する必要性
 - ク 帰還意向調査における、すぐに帰還できない住民の中の営農再開希望者の割合及び当該住民に対 し支援を行う必要性
 - ケ 特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域における除染等費用を東京電力に求償する必要性
 - コ ケについて、東京電力に求償しない理由
- (2) 中間貯蔵施設
 - ア 中間貯蔵施設用地における民有地の契約形態

イ 中間貯蔵施設区域内の住民に対し帰還の意向等の要望を伺う必要性

福島伸享君(有志)

福島復興再生特別措置法改正案

- ア 帰還の前提となるまちづくりの将来像を見せることなく、帰還意向を示した者を帰還できるよう にする制度を構築する理由
- イ 特定帰還居住区域の制度趣旨を特定復興再生拠点区域と異なるものとした理由
- ウ 本法案における移住者の取扱い
- エ 特定復興再生拠点区域外のまちづくりの将来像を政府が示す時期
- オ 帰還・移住等環境整備推進法人を定める第 17 条の 10 の規定が特定帰還居住区域にも拡大して適用されることから、同区域においても移住や新産業の創出が想定されるとの見解に対する政府の認識
- カ 放射性物質汚染対処特措法とは別に、あえて福島復興再生特別措置法を改正することとしたのは 特定復興再生拠点区域外全体のまちづくりを含めた制度設計にあるとの見解に対する復興大臣の認 識
- キ 本法案第17条の9第1項に規定する「復興庁令で定める区域」についての確認
- ク 本法案第17条の9第1項が「住民の帰還」のみならず「帰還後の生活の再建を目指すもの」と規 定することから、特定帰還居住区域の概念が生活再建を含めたより広いものを想定しているとの見 解に対する政府の認識
- ケ 本法案第17条の9第1項に規定する「目指す」との文言が「住民の帰還」及び「当該住民の帰還 後の生活の再建」の両方にかかっていることの意義
- コ 本法案第 17 条の 9 第 2 項第 2 号において特定帰還居住区域復興再生計画に明記することとされている「意義及び目標」に特定復興再生拠点区域外における生業の再生や地域づくりの意義・目標を明記する必要性
- サ 帰還の前提となる地域の将来像を住民に示す必要性についての復興大臣の見解